

佐久市協働のまちづくり推進会議（書面開催）

1 会議事項

（1）第2次佐久市協働のまちづくり計画（骨子案）について

（2）市民活動サポートセンターに関する業務報告について

1 はじめに

人口減少と少子・超高齢化に加え、令和元年東日本台風による被害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会・経済への影響など、私たちを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。そのような中で、市民の価値観・ニーズや、地域が抱える課題も多様化・複雑化し、行政だけでは対応が難しくなっています。

こうした状況に柔軟に対応していくために、市民と行政、様々な主体が連携・協力し合い、共通の目標の達成や地域の課題解決に向けて行動する、協働のまちづくりがより一層重要となっています。

協働のまちづくりにより、多様な主体が参画して意見が反映されることで「くらしやすいまち」が、また、自らが主体的に参加することで生きがい・やりがいを感じ、地域への愛着が増す「住み続けたいまち」が形成され、「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」につながっていきます。

これまで佐久市では、「佐久市協働基本指針」の制定から、「佐久市協働のまちづくり行動計画」の取組を経て、本計画の前身となる「佐久市協働のまちづくり計画」を策定し、協働のまちづくりの推進を図ってきました。

本計画では、これまでの取組における課題を整理し、新たな視点を取り入れ、協働のまちづくりを更に推し進めていくための施策の方向性を示すものです。まちづくりに関わる全ての主体が、互いの役割を理解し、それぞれの強みを生かしながら、一緒に考え、行動することで、誰もが安心して幸せを感じながら住み続けられるまちを目指していきます。

2 計画の策定に当たって

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第二次佐久市総合計画基本構想」の柱のひとつである「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」の実現を目指し、協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民が市政に積極的に参加する機会を増やすとともに、市民や市民活動団体、区、事業者、行政等による協働のまちづくりを推進するための方向性や取組を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、「第二次佐久市総合計画後期基本計画」の期間との整合を図り、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）と本計画との関係

「協働」に関連するゴールは1から17までの全てですが、本計画において特に目指すゴールは、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」です。

本計画における取組の推進により、多様な主体がパートナーシップで行動していくことが、SDGsの実現に大きく寄与します。



SDGs…多くの国が達成すべき

2030年までの世界共通の目標

3 協働について

(1) 協働に取り組む目的

市民一人ひとりやまちを構成するいろんな主体が、自主的・主体的に活動し、協力し合っ
て地域の課題や目標についてともに考え、まちづくりに参加することで、くらしやすく住
み続けたいと思えるまちをつくるため、協働に取り組んでいきます。

(2) 協働に関する定義

ア 協働の定義

協働とは、様々な主体が相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等なパー
トナーとして、それぞれの資源や能力等を持ちより、共通の目標や課題の解決に向けて
連携・協力し、活動することです。

イ 市民活動の定義

市民活動とは、市民の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における社会的課題に対
し、営利を目的としないで取り組む自主的活動です。ただし、政治活動や宗教活動は、
含みません。

ウ 市民活動団体の定義

市民活動団体とは、特定非営利活動法人（NPO法人）を始め、ボランティア団体、
区、PTA、シニアクラブなど、市民活動を行う自立的なグループ・団体を指します。
また、継続的に社会貢献を行う企業、事業者を含む場合もあります。

(3) 協働により期待される効果

ア 市民にとっての効果

(ア) より市民の視点に立ったきめ細かいサービスへの改善が期待できます。

(イ) 地域社会における参加の機会が拡大することにより、市民主体のまちづくりが可能
となります。

イ 市民活動団体にとっての効果

(ア) 団体の特性を生かし、協働事業に参画することにより、活動の目的や理念が認知さ
れ、本来の活動が強化・拡大されることが期待できます。

(イ) 協働事業を行うことで、行政に対する理解が進むとともに、団体の専門性を生かし
た有効な改善提案をすることができます。

ウ 地域コミュニティにとっての効果

(ア) 市民活動団体等と連携して活動に取り組むことで、幅広い年代層による参加や新し
いアイデアの提案などの可能性が広がり、地域が活性化します。

(※地域コミュニティ…地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合い
ながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団)

エ 事業者にとっての効果

(ア) 地域の一員として地域課題の解決に関わることで、より地域への定着が図られると
ともに、企業への信頼の向上につながります。

オ 教育機関にとっての効果

(ア) 地域に根差した活動を実施することで学生等の資質向上が図られ、未来の地域を支
える人材の育成につながります。

カ 行政にとっての効果

(ア) 多様な主体との協働により、行政だけでは対応が難しい地域の課題や、多様なニ一

ズに対し、効果的・効率的に取り組むことができます。

- (イ) 市民感覚を意識することにより、これまでの業務を見直す機会となり、行財政全般の効率化が図られ、持続可能なまちづくりが期待できます。
- (ウ) 行政職員が、より地域の実情に根差した政策力を身につける研修機会となり、意識改革を促すことが期待されます。
- (エ) 施策等の企画段階から市民と協働することで、需要の的確な把握と透明性が確保され、開かれた市政運営を展開することができます。

(4) 協働にふさわしい事業

協働によって実施することが適当と思われる事業として、以下のものがあります。

- ア 多くの市民が参画し、市民が主体となることが望ましい事業
- イ 市民の参加によりきめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業
- ウ 地域の実情に配慮して推進することが必要な事業
- エ 専門的な知識、先駆性及び機動性が発揮される事業

(5) 協働の原則

多様な主体が連携し、共通の目的を実現するためには、協働に関わる主体相互が次のことを踏まえて進めていくことが重要です。

ア 「対等」の原則

協働に関わるすべての主体は、上下関係ではなく、互いに対等な関係を保つことが基本であることを認識し、まちづくりのための良きパートナーとして認め合うことが必要です。

イ 「公開」の原則

協働についての社会的な理解を得るためには、市民活動団体などの参加機会を広く確保するとともに、協働のプロセスや成果などを積極的に情報公開していくことが必要です。

ウ 「共有」の原則

協働に関わるすべての主体が、取り組む目的・目標について十分に協議し、共有することが重要です。そして、共通の目的・目標のもと、各主体の役割を明確にするとともに、情報を共有することが必要です。

エ 「自主性・自立性の尊重」の原則

協働を進めるに当たっては、一方に依存したり、互いの自立性を脅かしたりすることのないよう、お互いの自主性を尊重し、それぞれの力を発揮し合うことが重要です。

オ 「評価・検証」の原則

協働事業は、常に振り返りと評価を行い、良かった点やうまくいかなかった点について検証するとともに、継続の必要性について検討し、改善につなげることが重要です。

4 本市の現状と課題

(1) 本市の現状

市では、協働によるまちづくりを推進するため、佐久市市民活動サポートセンター（以下「市民活動サポートセンター」という。）などの活動拠点の設置・運営を始めとする環境の整備や、佐久市まちづくり活動支援金の補助率の増加などの見直しを実施し、市民や市民活動団体の自主的・自発的、自立的な活動の活性化に向け、財政的な支援も含め取組を進めてきました。

市民活動サポートセンターは、機関紙発行やSNSの活用による市民活動の積極的な情報発信や、各種講座や交流会の実施などセンター運営を活性化する中で、登録団体が増加傾向にあり、コーディネートを行う中で、市と市民活動団体、あるいは、団体同士の協働が生まれ、市民活動の拠点としての機能を発揮しています。

(2) 本市の課題

本市の人口は10万人を割り込むとともに、高齢化率は上昇し、若年層の人口流出が続いており、若い世代の地元定着や、UIJターンの促進が求められています。

また、令和元年東日本台風の被害により、市民の「安心・安全」への意識が今まで以上に高まっていること、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまでの日常があらゆる面で変化していることなどから、市民の意識の変化や新たなニーズが生まれています。

このような状況の中で、多様な主体が参画し、あらゆる課題や未来の目標についてアイデアを出し合い、協力・連携して取り組むことで、くらしやすい、住み続けたいまちを目指す、協働のまちづくりの重要性がますます高まっています。

市では、協働のまちづくりを推進するための取組を行ってきたところですが、総合計画策定に関わる市民アンケート調査※において、「市民協働・参加」に対する重要度が低い状況が続いており、協働の意識醸成が進んでいない状況です。

協働のまちづくりを実現するには、まちづくりに関わる全ての主体が「協働」について理解していることが基本となります。したがって、協働に対する理解を促進するために、協働を実感したり、実践したりする機会を増やしていく必要があります。

（※総合計画策定に関わる市民アンケート調査・・・令和元年度佐久市の取り組みへの満足度・重要度及び住みやすさ感・健康感・幸福感に関する市民アンケート（令和元年8月5日～9月6日調査）及び第二次佐久市総合計画後期基本計画策定に関する市民アンケート調査（令和2年11月12日～12月4日調査）において、「市民協働・参加」の項目は、2年連続で重要度の高さの順位が49項目中48番目という結果でした。）

5 基本方針及び方針ごとの取組項目

第2次佐久市協働のまちづくり計画においては、協働の意識醸成のためのこれまでの取組を、協働の実践や実感による理解の促進に重点を置いてさらに強化することを基本とします。

また、令和元年東日本台風の被害を踏まえたレジリエンス※1の強化、ポストコロナの新たな価値観の中での地域づくりなどの新たな視点を加えた取組を示していきます。

さらに、協働のまちづくりを実践していくために、これまで進めてきた取組をもう一步ステップアップさせる取組にもチャレンジしていきます。

なお、各取組においては、SDGsへの貢献や、DX(デジタルトランスフォーメーション)による社会変化を意識した取組を展開します。

(※1：レジリエンス…回復力や弾力性といった意味合いがあり、大規模な自然災害や様々な困難な問題に直面しても、しなやかに対処し、より良く立ち直る能力)

(※2：DX…ITの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるという概念)

以上のことを踏まえ、協働のまちづくりを推進するために必要な基本方針を次のとおり定め、基本方針ごとの具体的な取組を以下に示します。

「協働に対する理解を広める」⇒基本方針1「協働の意識を醸成し、担い手を育てます」

「協働のための環境をつくる」⇒基本方針2「活動しやすい環境をつくります」

「協働への参加を促す」⇒基本方針3「参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります」

(以下、 は重点的な取組・新しい視点による取組項目、下線部はチャレンジ・ステップアップする項目)

基本方針 1 協働の意識を醸成し、担い手を育てます

協働の効果を発揮して活動するためには、協働の意味や必要性について、また、共通の目標設定や役割分担を行うことなどのステップを理解していなければ実現できません。より多くの主体が協働を理解し、協働の輪を広げられるよう、意識の醸成を図るとともに、担い手となる人材や団体の育成に取り組みます。

(1) 参加による意識の醸成

- ①地域の様々な課題や未来の目標などについて、協働を実感できるイベントや対話の場を提供します。
- ②幅広い年代の方、またゆとりのある世代や移住者など、多様な立場の方が参加できる機会を提供し、交流の輪を広げます。
- ③働き盛り世代、子育て世代など忙しい世代でも参加しやすい、また、ポストコロナ時代の新しい日常にも対応する、ICTを活用した活動参加方法を実践し、場所や時間にとらわれないつながる機会を提供します。
- ④多様な媒体を活用した情報発信に引き続き取り組み、協働に対する理解を広げます。

(2) 人材・団体の育成

- ①まちづくりを担うリーダーやファシリテーターを育成する講座を引き続き開催します。
- ②参加・交流する中で人材が育ち、仲間ができる場を提供します。
- ③地域や団体の課題やニーズを把握し、実情に応じた講座の企画や相談支援を行います。
- ④地域コミュニティの維持のため、地域の課題に住民自らが解決に取り組む活動を支援します。

(3) 次世代を担う若い世代の参加と活動の充実

- ①若い世代が興味をもって気軽に参加できるイベント等を開催します。
- ②UIJターンの若い世代に地域を知り、関心を持ってもらえるコーディネートを行います。
- ③中高年世代が活躍する団体と、若い世代をつなぐ情報発信に努めます。

(4) 市の推進体制強化

- ①市と市民活動サポートセンターの連携を強化し、市民活動団体の情報や、協働の事例の共有を促進します。
- ②市職員に対し、対話型や体験型を含め、協働の実践に結び付く研修を実施します。
- ③市職員の意識を高め、市民が市に協働提案や相談をしやすい環境づくりを進めます。

基本方針 2 活動しやすい環境をつくります

協働のまちづくりの担い手である市民や市民活動団体が充実した活動を行っていくためには、市民活動の拠点となる市民活動サポートセンターの更なる充実が必要です。市民活動や協働について情報を発信し（広める）、地域の課題解決や市民活動を支援する（支える）とともに、人と人、人と団体、団体と団体同士、また、地域の様々な機関をつないで（つなぐ）、協働が生まれる環境づくりに取り組みます。

(1) 市民活動サポートセンターの充実

- ①市民活動の情報収集、提供及び発信を更に促進します。
- ②市民活動サポートセンターの機能と役割をわかりやすく発信し、気軽に利用できる場づくりに努めます。
- ③イベントや講座の開催などを通じて、より広く、多くの市民・団体に知ってもらい、つながる機会を増やしていきます。
- ④様々な団体同士をつなぐネットワークを構築し、協働を生み出す土壌を育てます。
- ⑤まちづくりや地域の課題解決に関する会議体などへの参加を通じて、様々な団体と連携し、ネットワークの形成を推進します。

基本方針 3 参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります

市民がまちづくりについて考え、自主的に活動を展開していくためには、財政的支援を始めとした活動を支える仕組みのほか、「市ではこんな計画を考えています」「この地域ではこんな課題があります」ということを市民に正確に、かつ、わかりやすく伝えて意見を求め、市政への参加を促すような取組が必要です。

また、地域の中で、市民や団体がお互いの思いや活動を知り、課題や目標を共有することが、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりにつながっていきます。

このような、市民が市民活動や市政、まちづくりに参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります。

(1) 佐久市まちづくり活動支援金事業の充実

- ①より多くの団体の活動につなげるため、活用しやすい制度になるようニーズを把握して随時見直しを図り、公益的な事業に取り組む団体を積極的に支援します。
- ②優良事業を表彰し、支援金の活用事例を広く周知することで、市民活動を始めるきっかけづくりや、他の団体の活動を知ることで団体同士の交流につなげます。

(2) 広聴機能の充実

- ①市の施策等の形成過程における透明性の確保及び市民参加型の開かれた市政運営の推進を図るため、「佐久市型情報公開^{※1}」（佐久市市民意見公募手続）と「佐久市型論点整理手法^{※2}」による手続を経ることで、情報を公表し意見を広く求め、市民との協働的・協調的な合意形成を図ります。

（※1：佐久市型情報公開…市の基本的な施策等の策定に当たり、その形成過程における情報を市民に公表し、意見を広く求め、施策等の策定に反映させる機会を確保するための手続です。）

（※2：佐久市型論点整理手法…市の重要施策のうち、施設の建設及び市民生活に影響の大きい施策について、市民への説明の都度、それまでの市民意見に対する市の考え方を時系列的に積み上げ、議論の経過を示し、理解していただく手法です。）

- ②市政の課題や新規事業の検討の際などの場面において、ワークショップや意見交換会など、様々な意見聴取方法を用いて、多様な世代からの市政参加機会の充実を図り、より多くの意見を求め、市民とともに考える取組を推進します。

(3) 参加しやすい仕組みづくり

誰もが気軽に参加でき、情報や意見を交換できる住民主体の「対話の場」を、それぞれの地域の実情に合わせて設け、人や団体同士がつながり、課題や目標を共有することで、新たな活動やネットワークを生む仕組みづくりに取り組みます。

6 計画の推進体制・進行管理

本計画は、佐久市協働のまちづくり推進会議において進捗管理・評価を行い、市民活動サポートセンターとも連携して推進しながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。